

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年2月1日	参考資料4
--------------------------------------	-------

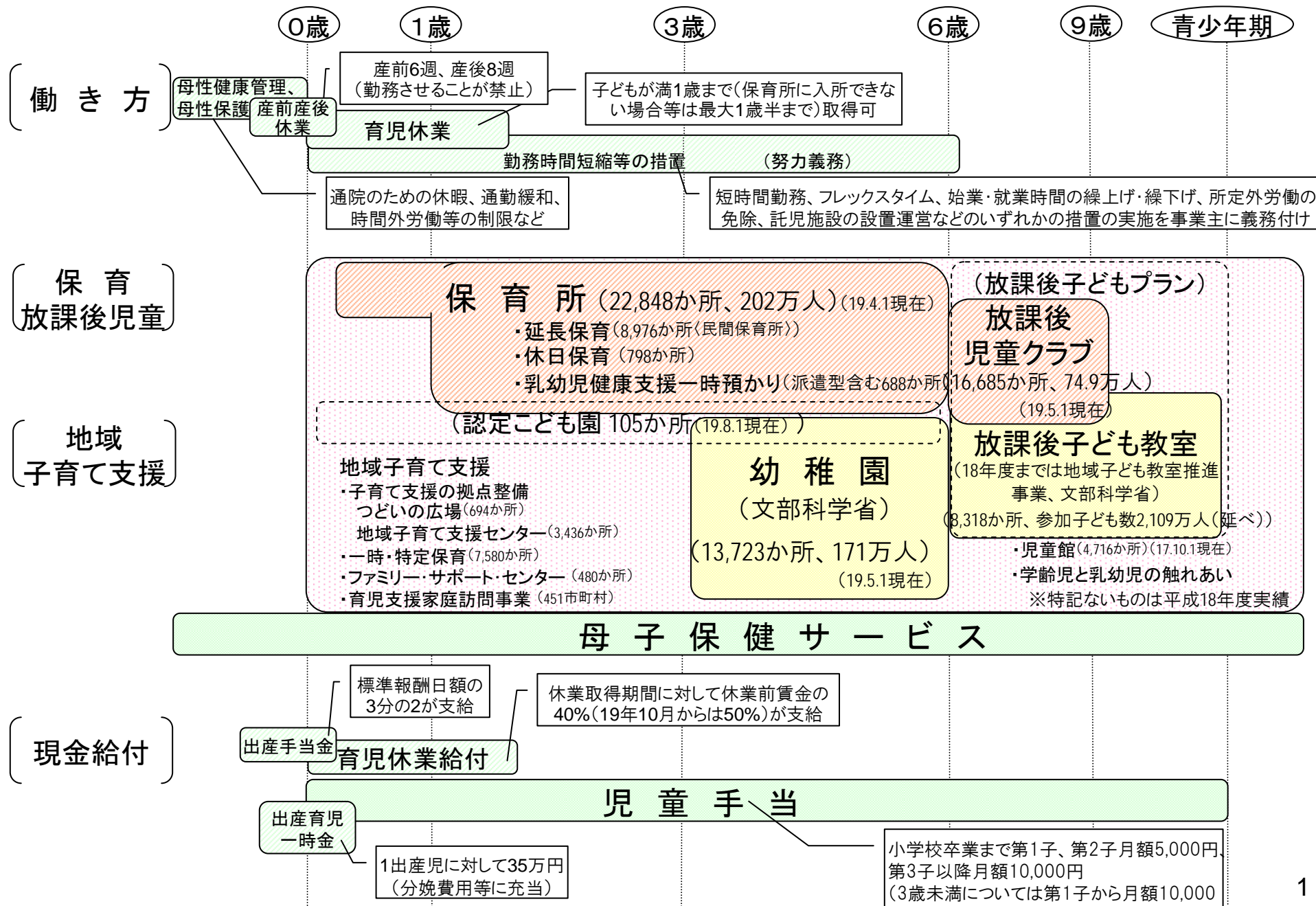
# 次世代育成支援に関する 先行して取り組むべき 制度的課題について

## 《 参考資料 》

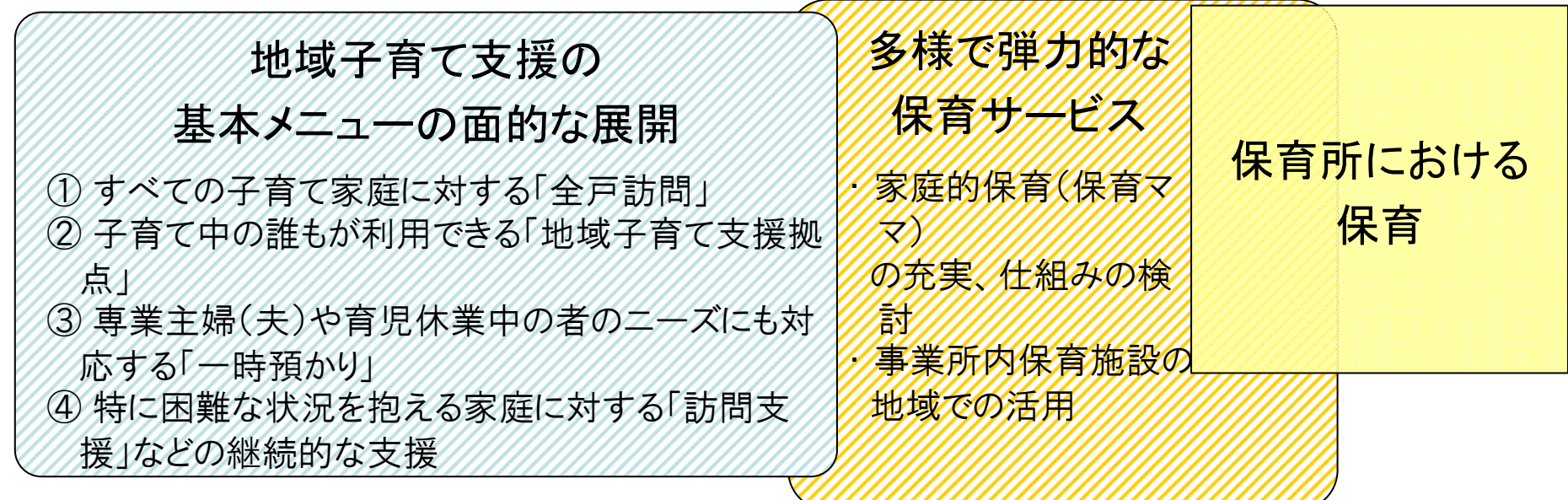
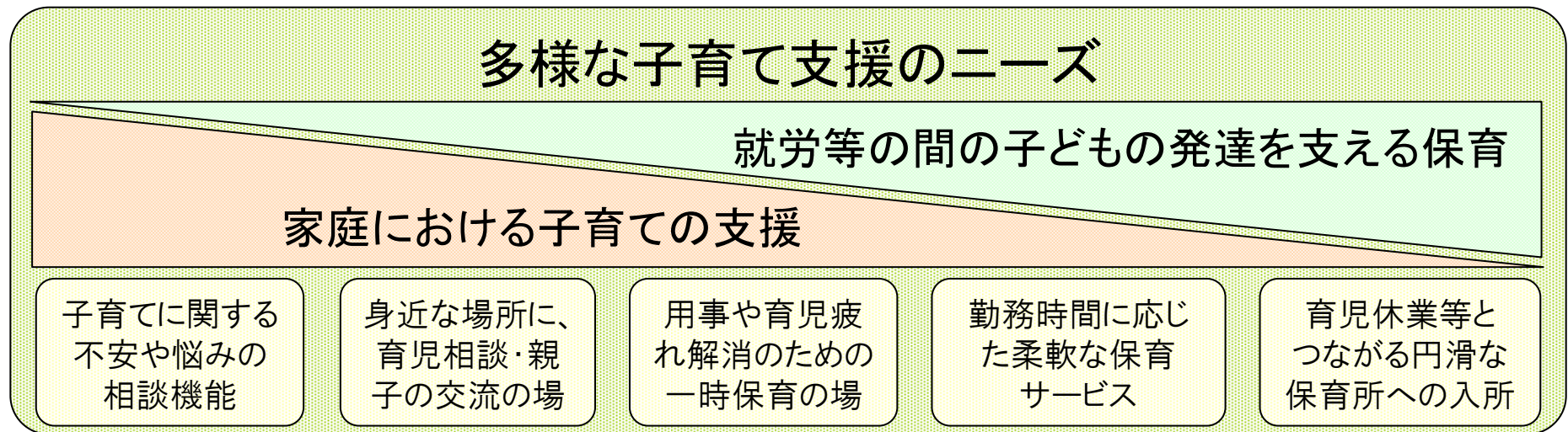
※ 第1回少子化対策特別部会資料3-2

※ 第1回提出資料中16、18及び19ページの一般事業主行動計画の策定・届出、認定及び公表の状況について、時点修正したもの

# 次世代育成支援に係る制度の現状



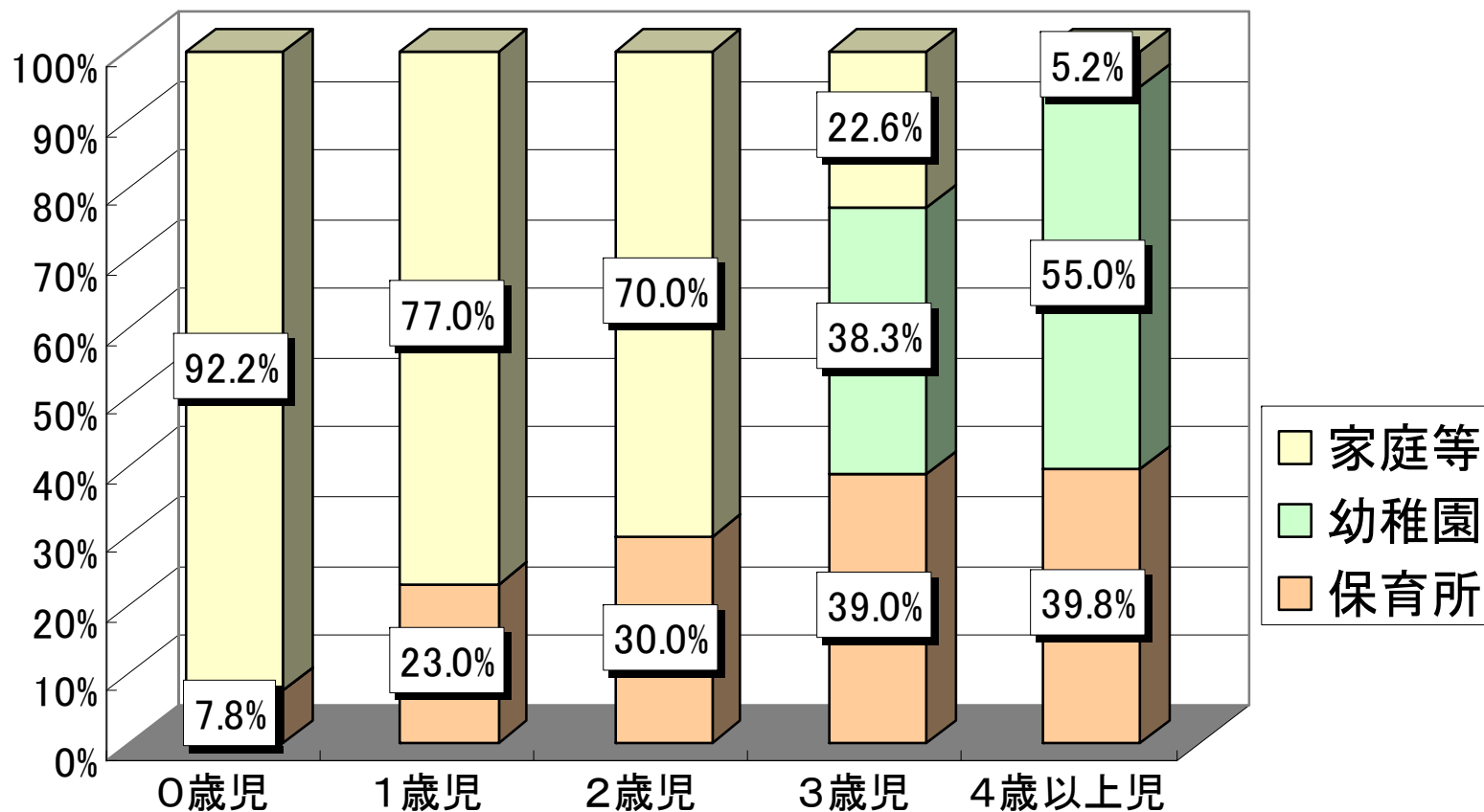
# 包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築



児童虐待や障害など特に困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組の強化

# 就学前児童が育つ場所（平成19年）

- 3歳以上児のかなりの部分（4歳以上児はほとんど）が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児（0～2歳児）で保育所に入所している割合は約2割



- ・ 就業継続の希望の増加に伴うサービス基盤の整備
- ・ 多様な働き方に対応した弾力的なサービス供給
- ・ ワークライフバランスを実現していく中で、男女を通じた家庭における子育てへの支援

- ・ 量的には幼保合わせればかなりの部分をカバー
- ・ 親の就労形態に柔軟に対応できるよう「認定こども園」制度も整備
- ・ 幼児教育機能の充実

# 子育て世代の女性の労働力率と 認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率 (2005)				
25～29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
30～34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
35～39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)				
25～29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
30～34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
35～39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20%(2006) (0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%)	42%(2004) (集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29%)  ※このほか、2歳児の26%が幼稚園の早期入学を利用	44%(2004) (0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87%)  (就学前保育施設 40% 保育ママ 4%)	14%(2006) (旧西独 8% 旧東独 39%)  (保育所 12% 保育ママ 2%)

(資料)〈労働力率〉総務省統計局：国勢調査(日本) Eurostat：The European Union Labour Force Survey(フランス、スウェーデン、ドイツ)

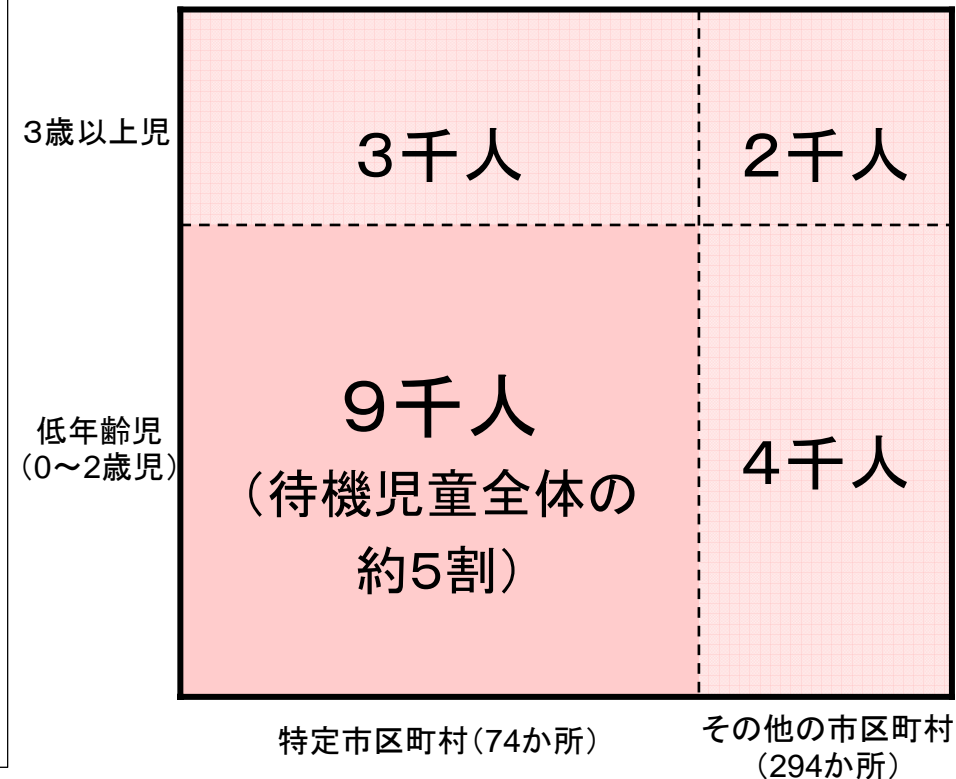
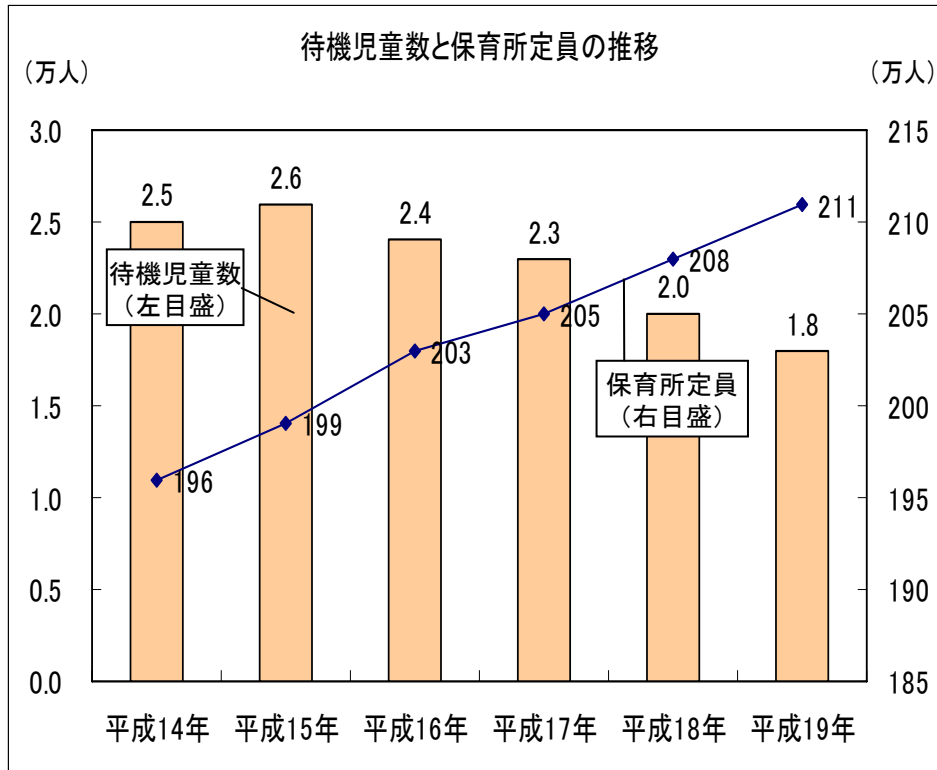
〈保育サービス利用割合〉厚生労働省：福祉行政報告例(日本) Drees：L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004(フランス) Statistics Sweden：Statistical Yearbook of Sweden 2006(スウェーデン) Statistisches Bundesamt：Pressemitteilung vom 1. März 2007 "285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung" (ドイツ)

# 保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

## 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

## 【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。  
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。 5



# 家庭的保育事業について

## 【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度創設(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

## 【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

## 【対象児童】

主に3歳未満児

## 【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

## 【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅等市町村が適当と認めた場所

## 「設備要件」

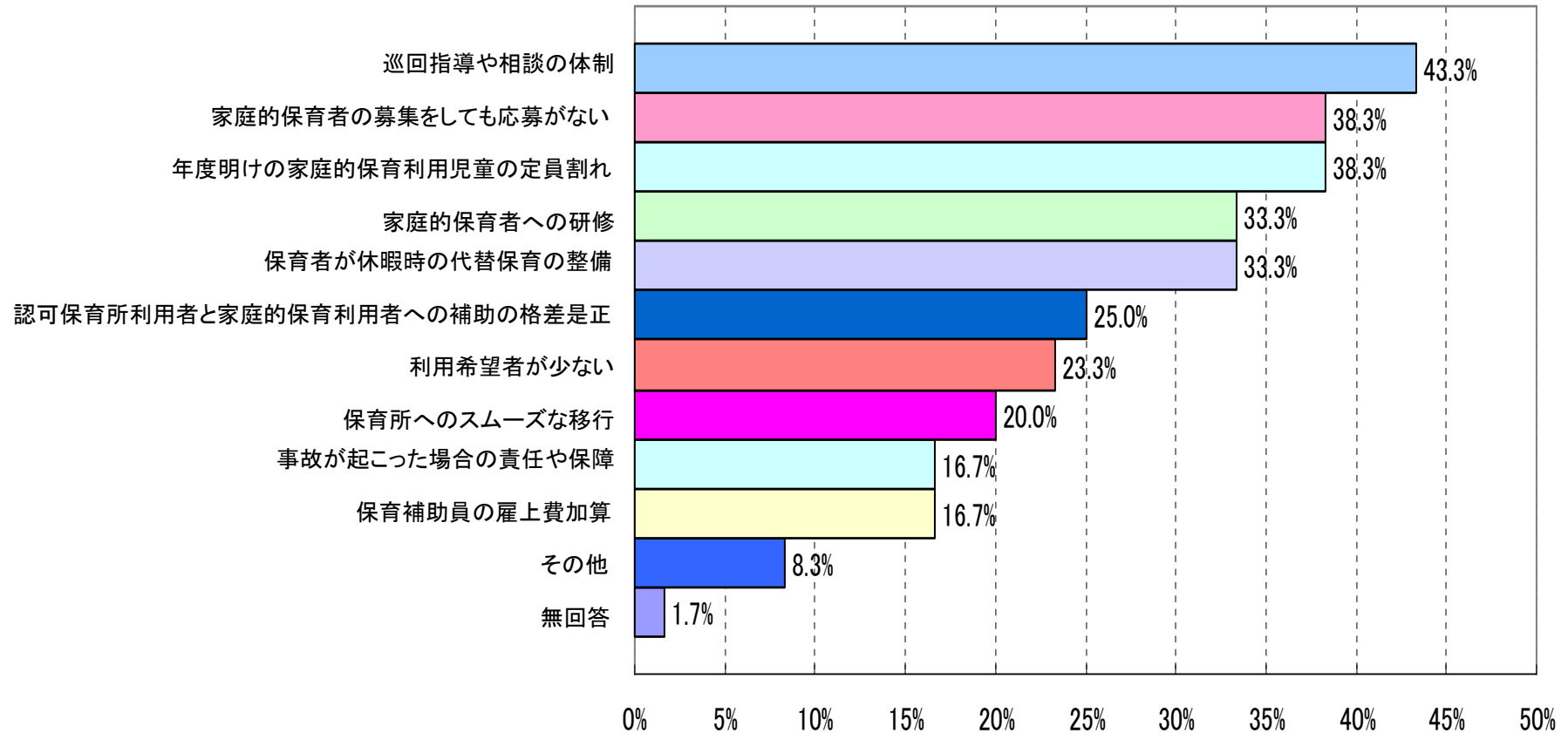
- ・保育を行う部屋:  $9.9\text{m}^2 + (3\text{人を超えた利用児童数} \times 3.3\text{m}^2)$
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

## 事業実施状況等の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
児童数(人)	102	99	313	276	319
(保育ママ数(人))	(46)	(53)	(103)	(93)	(105)
【参考】地方単独事業の実施状況(※)					
児童数(人)	1,413	1,501	1,381	1,509	1,405
(保育ママ数(人))	(934)	(956)	(910)	(935)	(926)

※ 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)－各年度の国庫補助実績」により推計

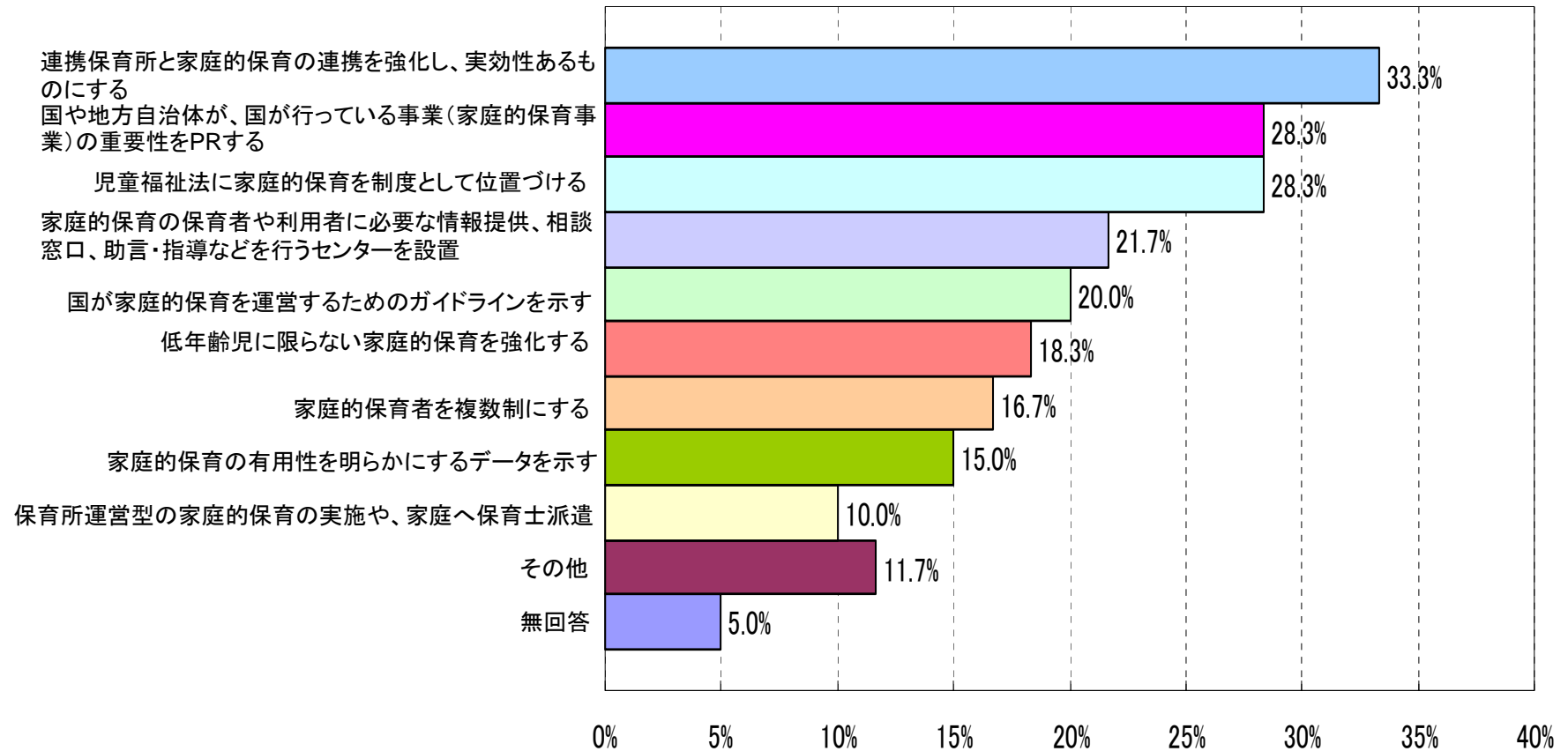
## 家庭的保育実施の問題や課題(複数回答可)



※ 子ども家庭総合研究所が平成19年1月～2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。



## 家庭的保育を強化・充実するための条件(複数回答可)



※ 子ども家庭総合研究所が平成19年1月～2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

# 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

